

令和2年9月27日

各利用団体代表者 各位

谷津コミュニティセンター  
センター長 眞崎 民樹

### コミュニティセンター利用制限の緩和について（通知）

初秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より、公民館事業に御理解、御協力賜りありがとうございます。

さて習志野市コミュニティセンターでは、令和2年6月1日以降、段階的に制限緩和を行っているところですが、このたび、令和2年10月15日（木曜）より次の通り再度制限を緩和することとなりましたので、お知らせいたします。

#### 【変更点】

利用条件の範囲内で、吹奏楽器の演奏が可能となります。

10月15日以降の制限緩和に伴う部屋の申請及び変更申請については、10月1日（木曜）から受付いたします。

10月15日以降の詳細な使用制限内容は、別紙のとおりです。コミュニティセンターの利用にあたっては、感染症対策のため別紙のとおり皆様に利用時の制限、館内の消毒に御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、再び感染拡大があった場合は、休館となる場合もあることを御承知おきください。別紙事項については会員の皆様にもお知らせいただきますよう併せてお願いいたします。

利用者の皆様には、御不便をおかけいたしますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、御協力いただけますようお願い申し上げます。

問合せ先：谷津コミュニティセンター  
電 話：047-471-2071